

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成27年10月16日(金) 17時00分～19時04分

2 場所 第一本庁舎南側 33階 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 家庭的養護の推進に向けた課題整理について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、松原委員、宮島委員、
武藤委員、山本委員、横堀委員、渡邊委員

5 配付資料

資料1	東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿
資料2	東京都における家庭的養護の課題整理
資料3	家庭的養護の推進に関する緊急提言案
資料4	専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール
その他	参考資料

開 会

午後5時00分

○中澤育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから第3回の専門部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、委員の出欠状況ですけれども、本日、山本委員が若干おくれていらっしゃるという御連絡をいただいております。その他の皆様は御出席していただいておりますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。

また、本日は、里親支援機関から御意見を伺うために、社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院の長田淳子様、特定非営利活動法人キアアセットの樽沼あづさ様、御両方にお越しいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、お手元に会議資料を配付しておりますので御確認をお願いいたします。

会議次第の後からになりますが、資料1、東京都児童福祉審議会の委員名簿と事務局名簿です。

資料2「東京都における家庭的養護の課題整理」

資料3「家庭的養護の推進に関する緊急提言案」

資料4「専門部会（家庭的養護の推進）開催スケジュールについて」です。

その他、参考資料といたしまして、クリアファイルに入っているものを置かせていただいております。参考資料は毎回事務局で机上に配付させていただいておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

本日の審議会は、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長をお願いいたします。

○柏女部会長 いつもよりも少しだけ早い時間から開催することができましたけれども、皆様方には、お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

また、関係機関の方、お二人にお見えいただいております。ありがとうございます。今日はよろしくをお願いいたします。

前回、「養育家庭の開拓と資質の向上」と、もう1つのテーマ、「養育家庭等への委託推進に向けた体制強化」の2つのテーマについてさまざまな御意見をいただきました。今日の議題は「家庭的養護の推進に向けた課題整理」となっております。2時間という限られた時間ではありますが、今日も忌憚のない御意見をいただければと思います。毎回たくさんの活発な御意見をいただいております。感謝を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1つは、事務局でこれまでの議論を踏まえて、家庭的養護の推進に向けた課題整理の資料を用意していただいております。議論の前半は、この資料を参考に御意見をいただきたく、また、後半では各関係機関における現状や課題等を御紹介させていただくという形で進めていきたいと思っております。

速やかに対応すべきものについては、来年の提言を待たずに緊急提言を提案させていただきたい旨、前回の部会でお話をさせていただきました。その提言案も用意されておりますので、途中でお示しさせていただければと思います。

それでは、まず、課題整理の資料について事務局から御説明をお願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、私から資料の御説明をさせていただきます。

これまで2回開催いたしました専門部会で委員の皆様からいただいた御意見、及び都が課題と考える事項につきまして、「東京都における家庭的養護の課題整理」としてまとめさせていただきました。資料2をごらんいただきたいと思います。

こちらは、A3横の表になっている2枚綴りの資料でございますが、ここでは大きく6つの観点から課題を整理しております。表の一番左の番号が振ってあるところですが、1が「普及啓発と開拓」、2が「委託の促進」、2枚目に行きまして、3が「支援の充実」、4が「資質の向上」、ここまでは養育家庭等に関する内容となっております。次、5が「ファミリーホーム・グループホーム」、6が「その他」といたしまして、1から5に入らない内容について記載しております。それぞれ表の左側に現状と課題、右側に検討の視点という形で整理をさせていただきます。

これまで2回の専門部会の中で委員の皆様からさまざまな御意見が出ていまして、非常に多岐にわたっております。今後の専門部会は、限られた回数ということもありまして、全て御議論いただくことはなかなか難しい側面がございますけれども、各委員からいただいた御意見につきましては、大まかな表現ではございますが、基本的にこの表の中にまとめさせていただいているつもりでおります。

それでは、簡単に表の御説明をいたします。

まず、1の「普及啓発と開拓」についてですが、2つの論点に整理をいたしました。論点1は、認定に当たっての単身者の扱いや社会的養護の理解について、また、フレンドホームからの移行の是非など、どのような世帯に養育家庭になってもらうかということ。論点2は、民間団体のノウハウの活用とか区市町村との協働体制、有機的な連携の仕組みづくりなど、制度の理解促進と新規開拓に向けてどのように広報するかという、以上2点になっております。

続きまして、2の「委託の促進」につきましては、3つの論点に整理をいたしました。論点3は、仕事と養育を両立してもらうための支援のあり方についてなど、共働きの養育家庭への委託をどう進めていくか。論点4は、養育家庭の養育力の向上や親権者の同意をいかに得るか、また、実親子交流を継続させる仕組みについてなど、乳児委託をどう進めていくか。論点5は、未委託家庭や経験の浅い養育家庭の養育力の向上策についてなど、未委託家庭への委託をどう進めていくか、この3点です。

次の2枚目の資料をごらんいただきたいと思っております。

3の「支援の充実」につきましては、全部で5つの論点に整理しております。論点6は、養育家庭にかかわる関係機関の役割と連携、児童相談所の支援体制など養育家庭の新たな支援体制の構築。論点7は、実親子交流の支援のあり方など養育家庭に対する支援内容の充実。論点8は、養育家庭の実家的機能の内容など自立支援策の充実。論点9は、委託に当たって必要な情報や物品など養育家庭への一時保護委託にはどのような支援が必要か。論点10は、養育家庭には第三者評価などが無い状況の中で、委託児童の権利を守る仕組みはどうあるべきか。以上5点です。

4の「資質の向上」ですが、未委託家庭への養育力の向上や体調管理が難しい乳幼児の養育に当たっての専門的支援の方法など。

5の「ファミリーホーム・グループホーム」につきましては、設置促進に向けての支援の充実について、それぞれ挙げております。

最後、6の「その他」といたしまして、家庭的養護の目標値はどうあるべきか、また、特別養子縁組はどのように進めていくか、この2点につきまして課題として記載しております。

今後の専門部会ですけれども、年明けの1月に開催予定の部会におきまして、本日の資料の中では特に論点6、論点7のあたりを集中的に御議論いただくことになろうかと思っております。また、特別養子縁組の関係につきましては、来年度となりますが新生児委託を中心に御意見を伺う予定としております。

簡単ですが、資料の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

これまで1回目、2回目でいただいた御意見を、事務局にはかなり苦勞をしてまとめていただきました。論点間の相互の重複も一部あるのですが、例えば共働き養育家庭の委託促進などは論点1にも論点3にもかかわってくることにはなるわけですが、えいやという

ことで、その他を含めて13の論点にまとめさせていただきました。これについて御意見、御質問、それ以外の論点を提示していただいても結構ですし、それから、それぞれの論点の中で検討の視点を挙げておりますけれども、この中にこうした視点も大事なのではないかといった御意見でも結構でございます。いわば今後の議論の一番大もとになるものになるかと思しますので、20分ほどお時間をとることにさせていただきます、これについての御意見を頂戴できればと思います。どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。トップバッターありがとうございます。

○宮島委員 本当によく丁寧に、御苦労されてまとめて頂いたと思いながら拝見しました。その上で4点気づいたことをメモしましたので申し上げたいと思います。

論点6と論点8についてですけれども、論点6の中に、概ね大事なことが書いてあると感じたのですが、前回、青葉委員と渡邊委員の御発言の中でこれはとても大事だと後でもう一度振り返って感じたことがあります。それを論点6に、書き加えることを検討していただけたらと思います。

たしか、1人の人がきちんと責任を持って継続的に支援するということがとても大事だということをお話くださったと思いますし、養育チームという表現が使われますけれども、チームへの所属化、このチームに属しているのだということが大事だというふうに渡邊委員が言ってくださって、なるほどなあと感じました。里親さんから、たくさんの支援機関ができたのだけれども、その中の中心になるところがどこかわからないという戸惑いがあるとも聞いておりますので、中心になるところが1つか2つあって、その方と伴走していけるようなイメージの支援がとても大事ではないかというふうに思いますので、論点6のあたりにそのようなニュアンスが伝わるような表現を取り入れていただきたいと思います。それが1点目です。

もう1つは、論点8のところですが、本当に子どもの自立が難しくなっている中で、お子さん自身も御苦労されていますし、里親さんも御苦労されている。これは施設でも同じですけれども、そういう中で帰れる場所としての里親が実家機能を果たせることは非常に重要だと思いますが、同時に、前回、私が申し上げたことですが、実家としての御負担の大きさです。そこまで期待されても対応できないということは当然ありますし、そういうことは、実際、生活者である一般家庭ですから、御負担が大き過ぎる。それでは社会的養護の担い手として参加して頂くことにもブレーキがかかると申し上げたいと思います。このことをわかるようにして、きちんと別の責任あるところに引き継いでいくというニュアンスを表現して頂きたいと思います。例えば、委託児童には知的障害など障害を持っていらっしゃる方も非常に多いわけですから、グループホームなどの障害者福祉サービスにきちんとつないでいくことが重要だと思います。必ずしも障害福祉サービスだけではなく、経済的な援護とかそういったことに引き継いでいくことの重要性をそこに少し補って記載していただきたいと思いますので申し上げます。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ベルトコンベアーの横でずっとその子供と家庭が流れていくのを、そこに誰か1人ひとりが必要に応じてさわるのではなくて、ベルトコンベアーの上に誰か1人一緒に乗って伴走していかなければいけないということだろうと思います。

もう1つは、ちゃんとサービスを引き継いでいくことの大切さということも同時にやってい

かないと実家の負担は増すばかりではないかといったような御意見だと思えます。とても大切な御指摘だと思えます。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 それでは、幾つか問題意識として出していきたいと思っています。これまで論議をされた中で、この中に入っていないのではないかと感じていた点を幾つか出したいと思えます。

1点は、論点1のところに入るのかどうかかわらないのですけれども、親族里親のあり方、これについてはスケジュールの中には第5回のところで検討するということが入っているのですけれども、この中にしっかり入れていないのではないかと考えています。ですので、入れたほうがいいのかと思います。

いわゆる親族里親のあり方というのは、国が今後どういう要件にしていくのかとか、その辺の規定みたいなものを変えていくのかどうかということにもかかわるのですけれども、親族里親をもっと拡充していくということであれば、今の、特に東京都の規定が非常に狭過ぎると思うのです。そのところを広げて、もっと親族里親の拡充という部分をやっていってもいいのではないかと考えているのですけれども、その辺の検討を、スケジュールには入っていますが、この論点の中に入っていなかったものですから、ぜひ入れていただきたいというのが1点です。

もう1点は、これも意見出しをして、里親を拡充していくために、もっと個別的なニーズにしっかり対応できるような手当のあり方とか、住宅補助とか家事援助とかも含めて、もう少し里親を支援するようなインセンティブを持たせるような取り組みというのですか、それが必要だということでは言わせていただいたのですけれども、これがどこにも入っていないような気がします。論点6に入れたほうがいいのか、1に入れたほうがいいのかかわらないのですけれども、少し検討していただけないかなというのが2点目です。

3点目は、これも論議がされて、里親委託を拡充していくため、それから、広報活動ということで新規開拓をするために少しターゲットを絞っての拡充推進をしたらどうかという意見が出ていたと思うのですが、これはこの中に入っているのかどうかかわらないのですけれども、もう少し例えばPTAとか教育機関とかも含めてもっとやったほうがいいのかという意見が出たと思えますので、それもどこに入っているのか、ここに入っていれば説明をいただければと思います。

あともう1点、論点6に入るのか、児童養護施設等の施設と里親の協働連携のところをもう少し東京都として図っていったほうがいいのかと考えていますので、これは里親支援機関事業とか里親支援専門相談員との連携、役割分担の中に入るのかどうかかわらないのですけれども、ぜひ入れていただければと思います。

最後の論点12のところなのですけれども、グループホームの設置促進というところで、今、児童養護施設等でグループホームを拡充しつつあるのですけれども、今年度から新たにサテライト型の児童養護施設という形で空白の区市に複数のグループホームをつくっていきこうという動きをこれからしていくわけなのですけれども、そのあり方とそこの地域の里親さんとの連携というのですか、その辺は今後中長期的な目標になってくるかもしれないのですけれども、論点としては入れておいたほうがいいのかということを感じました。少し長くなってしまいましたが、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

いずれも大切な御指摘ではないかと思えます。恐らく3つ目におっしゃったターゲットを絞ってというのは、論点2の中の右側の一時預かりやファミサポの協力者を開拓先とし、こうしたところにPTA等も含めて考えていたのではないかというふうに思いますが、そのほかの抜けているところもあるかと思えますので、できるだけ網羅的に入れておくということは大切なことだと思いますので、しっかり御意見を頂戴したいと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

では、青葉委員、お願いします。

○青葉委員 この資料の扱いについて、事務局と伺いますか、会長さんというか、お伺いしたいのですが、細かく幾つか論点が出ていますが、今後、細かく1つ1つ議論する場を持ってもらえるのか、それともどうするのか。養育家庭の会でも、時間がなかったのですが、一応細かいこちらの考えをまとめてきました。それを出せるような場というのは今後あるのですか。例えば、どのような世帯に里親になってほしいかなんていうところの、多分話題にならなくなるのではないかと思うのです。システムのあり方か何かに次回から入ってってしまうので、いかがでしょう。

○柏女部会長 この論点は、やはり最初に網羅的に挙げておいて、その上で、今回はここを中心に議論したという形でやっていきたいと思えます。したがって、論点としては、我々としては大切に思っていたけれども時間の関係で次回にしたとか、そういうものも含めていこうというふうに最初は考えております。したがって、この全てを議論するというわけではないのですが、関連するものは当然ありますので、関連するところで出させていただくことはとても大切かなというふうには思っております。そんな考えでおりますけれども、よろしいでしょうか。

○青葉委員 限られた時間とチャンスなので全部はできないと思っておりますけれども、それぞれの立場から言うと、システムはシステムで物すごく大事に関心もあるのですが、もう1つは、どんな人が里親さんになるのかなんていう素朴なテーマについて、例えば共働きがどのくらい許されるのかとか、単身者はどうなのかとか、その辺は議論する場があるのでしょうか。

○柏女部会長 委託の促進はこれからの大きなテーマですので、そこの中に入るかと思えます。恐らく全部とは言いませんけれども、かなりの部分はテーマとしては含めていると思えますので、その中でぜひ出していただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

では、横堀委員、お願いします。

○横堀委員 今の青葉委員の出された、どういうふうに議論を進めていくかという点にも少し関係することかと思ひ、お話しします。部会の後半に里親支援機関事業を受託されてきた機関の話が出ると思いますが、今日出されています論点は、それぞれの支援機関事業の業務も覆う形で関係をしていると思うのです。ですので、それぞれの事業のパーツを検討していく作業とともに、支援機関事業をより生かすために、事業自体を全体としてどう考えるかという大きな論点が1つあるように思ひます。それを少しお伝えしておきたいと思ひました。

それから、今日整理していただいたこの論点の中では、最後の「その他」の論点の一番下の特別養子縁組はどう進めていくかに関係するかと思うのですが、養育家庭とは扱いが違う、養子縁組希望里親さんの実質的な最初の養育と支援をどう進めるかも論点の中にぜひ入れておいて

たほうがいいのではないかと思いますので、その2点を加えさせていただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

最初の里親支援機関事業そのものをどう考えるかというのは、恐らく論点6の中で体制をどうつくっていくかということと大きくかかわってくるのではないかと思います。児童相談所の中に派遣しているというのは、ほかの県では余り見られないもので、その是非というのは問われていかなければならないというふうに思っておりますので、そうした中で意見が出るかと思えます。今の養子縁組希望里親の話については、そのとおり、その他の論点ないしは里親のあり方、乳児委託等も含めたところに入れていくことも可能かというふうに思っております。

ほかはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

また、恐らく個別の議論を進めていく中で、あるいは、今日御報告をいただく里親支援機関の皆様方のお話の中でもそれらが出てくるかというふうに思っておりますので、随時出していったり、まとめていったりすることはできるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきたいと思っておりますが、今、この中でたくさんの論点が出てまいりましたけれども、この中で緊急に対応しなければならないこと、つまり、これまでの議論を踏まえて緊急提言の形でお示ししなければいけないことがございます。それについて、例えば前回御意見をいただいた養育家庭制度の普及啓発、あるいは養育力向上への対応策、ファミリーホームや児童相談所等の体制強化、こうした報告書を出す前に緊急にやらなければいけないこと、それらについて事務局でおまとめをいただいておりますので、その緊急提言の案について御説明をお願いして、御意見を頂戴したいというふうに思っております。

それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○中澤育成支援課長 それでは、資料3をごらんいただきたいと思っております。ただいま部会長の御説明にもありましたとおり、最終的な提言内容は今後の会議で議論を深めていくことになるため、今回、緊急提言の内容につきましては、都の現状と課題を踏まえまして、取り組みの方向性が明らかな事項、今後の議論を待たずとも進めていくべきこと、そこに論点を絞らせていただいております。

緊急提言の事項としましては全部で4項目を挙げさせていただいております。資料の真ん中の下の部分から4項目載っておりますのでごらんいただきたいと思っております。

1点目は養育家庭の登録数の拡大です。関係機関との連携を強化しながら地域における取り組みの充実を図っていくこと、それから、都内全域での統一的な広報を展開すること、また、実施に当たっては民間団体等のノウハウを活用することについて記載しております。

2点目ですが、養育家庭等の養育力の向上です。研修の充実などにより養育力の向上を図るとともに、対応の難しいお子さんについて専門的な見地から支援が受けられる体制を整備することについて記載しております。

2ページ目をごらんいただきたいと思っております。3点目です。グループホーム及び法人型ファミリーホームの設置促進です。開設に必要な経費の支援、また、職員育成体制の充実と支援機能の強化について記載しております。

最後4点目は、児童相談所の体制整備です。委託後はもとより、委託の前からきめ細かな支援を行えるよう体制強化を図ることについて記載しております。

簡単ですが、説明は以上となります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

この緊急提言の案についてお諮りをしたいと思います。この緊急提言については、会議終了後もメール等で御意見をいただく機会をつくりたいと思っております。したがって、この後のことを考えますと、御意見をいただく時間を5分から10分ぐらいの間にさせていただければというふうに思っております。何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 民間団体等の幅広いノウハウという部分に関しては、またメールで後日送らせていただきたいと思いますが、1点だけ、これは言葉の言い回しを、もちろん揚げ足をとるつもりではないのですけれども、2番の「そのため」のところからなのですが、「養育家庭等のうち未委託の家庭や経験の浅い家庭が、安心して子供を受け入れられるよう」、確かにこの視点も大事は大事なのですが、まず最初に子供が来るべきだと思うのです。子供にとって未委託家庭、いわゆる養育の経験の浅い家庭でも子供が安心して育てられるようにという部分と、その次にこれが来るのかなと思っておりますので、まず子供を主に置いていただくことは文言として可能であれば、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

大切な御指摘ではないかと思っております。チルドレンファーストということを考えますと、そのとおりだというふうに思っておりますので、文言の整理をお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 先ほどメモしたことが4つあると発言しましたが、論点のときに申し上げた他の残り2つが、ちょうどこれにかかわると思われまますので申し上げたいと思っております。

具体的に挙げていただいている項目の3番と4番にかかわると思っておりますけれども、まず4番から参ります。特に表現を変えてほしいということではなくて、これは本当に大事で、強調しても強調し足りないぐらいと思っております。論点の関係で言えば、第三者評価が里親にはない。第三者評価は、当事者評価とサービス提供者自身の自己評価と第三者からの評価の3つの評価によって質の担保を図るということです。措置制度であるからこそこれが大事だと言われておりますけれども、今、渡邊委員もおっしゃったように、子供の養育が適正に行われているかどうかを定期的に確認するということが大事だと思います。それで何らかのトラブルが起これば、子供も不幸になりますし、養育者である里親さんも不幸になります。これでは、苦勞が増すばかりですので、きちんとした訪問が必要だと思います。1回1回の訪問のときに具体的に何か支援する必要があるということではなくて、その訪問のときに養育がきちんと行われているかどうか、子供の成長が順調にいつているかどうかを確認するということが大事です。それが第三者評価の機能と全く重なるのだらうと。だから、このことの充実が非常に重要だと思います。

この点では、支援機関による支援も大事ですが、委託者である児童相談所がきちんと訪問をする。そして里親さんと信頼関係を結んで本音が言えるようになる。それこそが大事です。そのためには児童相談所の職員、本当に業務に追われている中だと思いますから、今の状態では到底実現することが難しいと思っておりますので、ぜひとも体制の充実を図って頂けるようお願いしたいと思います。これが1点目です。

もう1点は、グループホームと法人型ファミリーホームの設置促進ということなのですが、論点の中にファミリーホームの要件緩和はあり得るかということが書かれています。緩和して

いいことと絶対に緩和してはいけないことがあると思うのですけれども、ファミリーホームが、いわゆる国の整理で言えば家庭的養護ではなく家庭養護だというふうに整理されていることに留意する必要があります。そこが家庭そのものである、生活の本拠であることがファミリーホームにとってはとても重要なことだと思いますので、この辺が曖昧になってしまうといけません。もしそうであれば、地域小規模児童養護施設や、あるいは小規模ユニットケアで対応すべきであって、家庭であるという要件は緩和してはならないものと考えておりますので、特に3番の項目の文言の変更等を求めるものではないのですけれども、やはりそこが大事だということをこの機会に申し上げておきたいと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。3、4にかかわって、基本的に大切にすべきこと、変えてはならないことについて御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

では、横堀委員、お願いします。

○横堀委員 1点だけお伝えいたします。3番のところで、今、宮島委員がおっしゃいましたファミリーホームのところでは、文言の中に「グループホームや法人型ファミリーホームの開設に必要な経費を支援」ということで、法人型ファミリーホームに焦点化されています。けれども、里親から移行するファミリーホームの開設支援も引き続き議論の対象になると思います。もちろんこのような都市部で4人の子供の委託を1年以上続け、ファミリーホームに移行というのは想像するになかなか難しいことでもあると思います。けれども、推進していくのは法人型ファミリーホームだけなのかなと思ったものですから、その点は文言を変えるということではないかもしれないですけども、観点に入れていただけたらと思ってお伝えしました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

これは、事務局で文言修正するの可否か少し検討をお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 私も文言修正ではないのですけれども2点だけ発言をさせていただきます。

1点は、2番の養育力の向上の一番下に、養育家庭等が専門的な見地からいろいろな支援が受けられる体制を整備ということで、例えば児童養護施設等は専門機能強化型児童養護施設という形で精神科医とか治療担当の職員とかそういう者を配置しながら、非常にいろいろな課題を抱えている子供たちに専門的なアプローチができるようなシステムをつくったのですけれども、養育家庭にどうやってつくるのかということについては、文章はこれでいいのですけれども、具体的にこういうことが必要なのだということを明確にしながら予算化したり制度化することが必要なのではないのかというのが1点です。

もう1点は、4番の「児童相談所の体制整備」ということで、子供1人ひとりに対して児童相談所がきめ細かな支援を行うことができる。これは、どのくらい児童相談所の福祉司や心理司を配置すればいいのかということも明確にしていけないのではないのか。文言ではこれでいいのですけれども、どのくらいの配置をして、どのケースで、1人が80ケースとか100ケースみたいなものを持っていて、なかなかできないという実態があるわけですから、そうすれば、最低こういう配置をしないと難しいよということを明確にしながら、予算が伴うことですから難しい、出したからといってすぐ全部配置するという事は難しいかもしれないです。

れども、こういうことを出すのであれば、そういうところを明確にしながら計画をしていくということが必要なのではないか。

意見ですけれども、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、磯谷委員、お願いします。

○磯谷委員 私も見て気になったのが、法人型ファミリーホームというように限定しているのが、先ほど横堀委員もおっしゃったのですけれども、ここは事務局でどういう趣旨で限定されたのかを教えていただきたいと思います。

それから、2点目は、これも武藤委員がおっしゃいましたけれども、この緊急提言を出す意味というのは、多分、早急に政策に反映していくという趣旨なのかと思うのですけれども、これから先、先ほどの児童相談所の支援体制の強化というのももちろん重要なのですが、この中には具体的なものは全然ないわけですね。それをどういうふうに具体化していった形にするのか、そして、何かそれについてこちらにフィードバックがあるのかとか、この先をどういうふうに進めていく予定になっているのかというのも教えていただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

特に他にご意見がなければ、今、2つ御質問がありましたけれども、それについて事務局から総括的に、今、いただいた御意見をどうするかということも含めて御意見を頂戴して、次のテーマに移っていきたくと思いますが、よろしいでしょうか。

では、今の2つの御質問にお答えいただきながら、今、かなり具体的な御意見も頂戴しておりますが、それについてのお考えを事務局からお願いしたいと思います。

○中澤育成支援課長 今、御質問いただいた緊急提言の中身ですけれども、我々として早急に進めていかなければいけないというところに限定して絞り込んで書いております。もちろん養育家庭移行型のファミリーホームも、なかなか1人ひとりの養育家庭さんの事情等もありますので難しい部分もありながらも、でも広げていきたいという思いはあるのですけれども、ここで限定したような書き方になっているのは、法人型ファミリーホーム、今、法人が設置しているものが3施設しかないような状況で、なぜ進まないかというあたりが、大都市の状況などもあり、物件自体がなかなか見つからない。ある程度のファミリーホームにするには、グループホーム以上に広いところが必要であったり、部屋数が必要だったりするということもあって、そういう事情が数々ある中で、施設のグループホームとあわせて法人型も何か支援をしていけないう趣旨で書いています。ですので、法人型ということに限定させていただいてはいるのですけれども、養育家庭移行型のファミリーホームももちろん進めていく必要があるというのは、私たちとしても認識をしているところでございます。

○柏女部会長 2点目の今後のフィードバックは。

○中澤育成支援課長 具体的には、今後、来年度予算とかはこれからになりますけれども、例えば来年度の予算がこういう形になったとかということについては、この部会はまた来年度も続きますので、その辺は情報提供をさせていただきたいと考えております。

○柏女部会長 よろしいですか。

○磯谷委員 はい。

○柏女部会長 養育家庭移行型のファミリーホームの促進策については、この専門委員会の中でも重要テーマということになりますので、引き続きそれについては議論をしていくという形に

なるかと思ひますし、させていただきたいというふうに思ひます。

たくさんの御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえて、会議終了後に改めてメール等で案文をお知らせさせていただきたいと思ひます。追加の御意見があれば、その際にぜひお寄せいただきまして、再調整をさせていただいた上で、できれば今月末に部会長から都に提言をするという形をとらせていただければというふうに思ひしております。緊急提言の基本的な項目と今後の取りまとめ方法について、内容的には加筆修正がありますけれども、基本的な4項目、今後の取りまとめ方法等については御同意をいただくということでよろしいでしょうか。一度皆様方に案文をお送りして、そして御意見を頂戴して調整をした上で最終的な提言にするということで、最終調整のところは部会長に御一任を頂戴できればと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、関係機関の意見聴取・紹介に移っていきたくと思ひます。第1回の部会においては、家庭的養護の推進について議論を行う上で、里親さん、里子さん、児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員、こうした声を聞くことがとても大事だという御意見がございました。大きな調査をすべきではないかといったような御意見もあったかと記憶しております。こうしたことに対応して今後の議論に生かしていくために、今回は里親さん、里親支援機関、児童相談所からそれぞれの現状や課題について意見を紹介する時間を設けさせていただきました。各機関から資料説明や報告という形で一通り御説明をいただいた後、質疑応答の時間をとりたくと思ひしております。

まず、里親の御意見については、青葉委員から御紹介をいただこうかと思ひます。次いで、里親支援機関の御意見については、渡邊委員からお願ひしたいと思ひます。また、都留委員からも御紹介をさせていただきたいと思ひます。そして、最後に児童相談所の意見を事務局から御紹介いただくという形で進めていきたくと思ひます。それぞれ10分ほどの短い時間になりますけれども、御紹介いただいた上で議論を進めていければと思ひます。今のスケジュールだと、大体お話ししていただいた上で30分ほど時間はとれそうな感じですので、ぜひ10分間の時間を、短い時間で恐縮ですけれども、その中で御意見を頂戴するようにしていただければと思ひます。

それでは、最初に青葉委員、お願ひいたします。

○青葉委員 10分ということで簡単に御説明申し上げます。

この資料は、毎年ずっと恒例になっていますけれども、我々が各児童相談所のサロンとか支部を回りまして、直接里親さんからヒアリングした内容を余り加工しないで載せてありますので、文章とかそういうのが少しこなれていない部分もあります。生の声を毎年東京都にお伝えしているところです。

1枚目の表書きのところでは里親は一日も早く子供を受託したいのですという、これが本当の生の声です。どうしたらいいかというところで東京都にお話ししているところです。

それから、2枚目に入りまして、細かくいくと切りがないことなので、ポイントだけ幾つか時間の限りで申し上げます。

2枚目の一番上に親担と子担の機能を明確にしてくださいという趣旨はこれが10年前に今

の制度がスタートしたときのボタンの掛け違いがあるように思います。それは、我々は親担を中心に集結していこう、子育てをしていこう、地域の中でやっていこうという申し合わせで進んできたのですが、「親の相談は親担です、子供は子担に行ってください。」ということで児童相談所の窓口のところで腑分けになってしまいます。子担のところに我々の悩みが届くまでにかなり手続と時間がかかります。ですから、その辺のところを最初の親担を中心に集結したい、地域で育てたいというのをどういうふうにするかは、幾つか案があるのですが、一応東京都に申しあげているところです。

それから、小さな話になりますが、(3)の③、土曜、日曜にも実施してくださいということで、これは公務員の限界もありますので、この辺もいつも出てくる意見です。

それから、次の(6)フレンドホームから養育家庭へ移行できないのですかという質問に対して、いつも結果的にノーという答えです。制度が違うということが背景にあるようですけども、フレンドホームで子供と仲良くなって、その後で「おじさんの家に行くか」ということになってなぜ悪いのかということです。いろいろな行政的な制約があるのしょうけれども、これは未委託の人が子供に慣れる場面でもありますし、フレンドホームの段階では施設長さんの指導のもとにいろいろやっています。大変有効な手段だと思いますので、ぜひここは何かできないかと思っています。

フレンドホームがだめならば、俗に言う季節里親とか短期里親とか、そういう何か新しい制度をつくっていただけないかという素朴な意見が出ておりますので、いつもこれを載せております。

それから、3枚目に移りまして、3の(2)、これは高校を卒業した後の課題ということで、住宅費のウエートが高いものですから、里親さんの家に入り浸ってしまう里もいて、それを是とする話もあるのですけれども、やはり自立ということを考えると自分で暮らしていけるよというということで、何か生活の場を求めてつくっていただきたい。

もう1つ、ここでいつも出てくるのは、措置延長について、あの子供は延長されたけれどもうちの子はされなかったという話を里親仲間でよく聞きます。そのときの物差しがわからないということがありますので、どういう物差しで措置延長を認めるか、認めないかというのを質問しているところです。これもいつも出てくるのですが、なかなか明確な答えがないというのが現状だと思っています。

それから、4の(4)は、里親子が不調になるケースが残念ながらありまして、東京都の今回の資料の中にも、俗に言う不調かなという数字が出ておりましたので、不調の事例を明らかにするというか、プライバシーもあるのですが、これが我々にとって一番参考になりますので、こういうときに不調になったからここに気をつけようというところで我々の肝に銘じる部分もあります。何か公にする方法を工夫していただいて、我々にも教えていただきたいと思います。

そんなところがポイントの説明になります。短いですが、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。まだ持ち時間ありますが、よろしいですか。

○青葉委員 後でまた質問でいろいろと。

○柏女部会長 わかりました。では、御質問等があったときにぜひ答えていただければと思います。

それでは、続いて、最初に都留委員からお願いいたします。

○都留委員 「専門部会10月16日分事前提出資料」という長田が書いたものがあります。二葉乳児院は、平成21年2月に初めて民間施設のモデル事業として児童相談所の中で里親支援機関事業を始めたということがあります。長田は最初のモデル事業のときからおり、その後、お休みをとりながらもまた現場に復帰して、並々ならぬ努力でここまでやってきました。その中で徐々にこの事業が広がっていったというようなところは非常に大きいことだと思いますので、その中の詳しい取り組みのことを長田から、伝えたいというふうに思います。お願いします。

○柏女部会長 お願いいたします。

○二葉乳児院長田氏 よろしく申し上げます。二葉乳児院の長田と申します。

児童相談センター管内を担当して7年目になります。里親家庭さんへの訪問件数は年間160件以上ありますので、今までに500回以上訪問をしているかというふうに思います。新規フォローアップということで委託間もない御家庭に訪問を毎月しているのですが、中には毎週お伺いすることもあります。そういった御家庭も延べ70家庭になりました。その中で感じたことや、相互交流、研修会やサロンで感じたことについてお話ししたいと思います。たくさんお伝えしたいことがあるのですが、お時間が短いということで、事前に提出しました資料と、本日机の上に置いていただきました1枚物の一考察ということで、各機関の強みや課題かなと思うことと、こうなったらいいなと思うことを表にしましたので見ていただきながらと思います。

まずは、支援機関事業についてです。二葉乳児院の支援機関事業スタッフは4名です。3名の臨床心理士と1名の社会福祉士で構成されていまして、毎週1回二葉乳児院に戻って、1週間の振り返りや訪問のときの困ったこととかどう解釈したらいいとか、児童相談所とどう連携したらいいかということなどを毎回考えながら積み重ねてやってきました。あと、法人内に乳児院と2つの児童養護施設がありますので、季節に1回程度、里親支援専門相談員さんとどういったことができるかなど、業務について定期的に話をしながら、進めているところです。

そして、全体把握をして見守ってくださる都留委員長と、訪問支援開始当初よりスーパービジョンをしていただいている横堀先生のアドバイスを受けながら、何とかかんとかやってきているところです。

最初、私が児童相談所に行ったときは、事前資料の2枚目にありますように、相談業務ということがない中で行きました。広報啓発と研修等をやっていいよというところから始めています。養子縁組さんに関してはサロンを毎月実施していいよということなので、そのときからずっとかかわっている養子縁組さんたちと今も交流を重ねていますし、もう小学生、中学生になった子供たちを連れてきてくださって、若手の里親さん、今、交流している里親さんたちにアドバイスをしてくださるということが私たちの強みになっているなと思います。

その中で最初に感じたのは、児童相談所が民間の職員を通常の相談業務の中に入れてくれるということにすごく驚きました。信頼を持ってやっていこうと思ってくださるのだなと思う反面、パソコンをどうするのだとか、個人情報の扱いをどうするのだという中から始めたかなと思いますし、その都度、相談援助課、相談処遇課の課長の方々にいろいろ考えて進めていただきながら、私たちの支援機関事業の内容は相談業務に膨らむことができましたし、よかったなというところは思っています。

ただ、週4とか週5児童相談所に入っていると、やはり業務の多忙というところはすごく思

います。里親さんが児相の人に相談したくて電話をかけてきても誰もいないという中で、継続的にすぐ対応できるということの難しさがあるなというの正直思います。本当に丁寧にやってくださっているとは思いますが、これ以上、丁寧に継続的な支援を児相の人にやってというのは酷だなというふうに思っています。

自立支援計画についても、子供担当福祉司さんと心理司さんと親担当の職員とみんなで日程を合わせて行っていくつもりでも、それが完成するのは何か月も先です。それから説明もなく里親のもとに送られてきて、一緒につくったとはいえ、それを見て、どういうことだったのだろうか、この解釈はどうだったのだろうかというところから里親さんが疑問に思ったり、どうやって子供を育てていったらいいかということで悩んだりするということが見られています。なので、私たち支援機関事業は、現在、児童相談所に入っていますけれども、児童相談所の業務で多忙なところを少しでも担えて、指示命令ではないですけども、中核として児童相談所の職員さんがあって、里親さんと近い本当に細かな相談業務というところで丁寧にできる部分はあろうと思うので、そういったところを担えるようになってほしいなというふうに日々ノウハウを積み重ねていきたいと思っています。

私、7年間ずっと児童相談センターにいて、担当者が変わらないということのよさというか、里親さんからの信頼を得るということは、変わらずそこにいるということがすごく大事なのだなと思います。ほかの支援機関事業が何名か変わったところもあります。そのたびにどういう人が来るのかなとか、どんなふうに来てくれるのかなと、福祉司さんも変わります、福祉司さんが変わったことで支援機関事業の体制とか里親支援専門相談員さんの動き方も変わる、地域も見てみると、安定的で里親さんから見ずずっと変わらず支援してくれている人たちという安心感がなかなか持てないときがあるのかなというふうに思いますし、そこがあれば児童相談所と連携を持ってやっている里親さんたちもたくさんいらっしゃって、すごく大事なところが、今、この業務の多忙の中で抜け落ちてしまっているなというふうに感じています。

支援機関事業の強みのもう1つとしては、養子縁組さんに対する支援ができていかなというふうに思います。毎月、二葉乳児院が地域子育て支援センターで養子縁組さんのサロンをやっています。多いときには、土曜日開催だとお父さんも来てくださるので20名、30名の中で子供たちが遊んでいて、今は伝えていないけれども、いつかあそこにいた子供も同じ立場の子なのだよと言ってあげたいと言いながら連れてきてくださる方もいらっしゃいます。中学生、高校生になった子供たちの里親さんも、時々集まっては振り返りをして、今、こんなに大きくなったのですよとか、若手の里親さんたちに真実告知とはこういうことですよと伝えることで、すごくいい支援とかサポートをしてもらっているなというふうに思いますし、そういったところに私たちは支えられているなと思っています。

私がこの7年間でかかわった里親さんや子供の中では、不調と言われる子供たちで交流中止になったり委託解除になった方たちもたくさんいらっしゃいました。その中で、いつもつらいなと思うのは、里親さんの名前を名乗って乳児院からようやくおうちに行けて生活して地域で暮らし始めて、そういった子たちが措置解除になるとまた実名に戻って自分の住む場所を探さなければいけないということに出会うと、何かもう少し里親さんとの出会いや途中の支援ということが丁寧にできなかったかなという反省をしますし、その反省の振り返りとか積み重ねということが本当にできているのかなというふうに思います。

そういうことを通して里親さんの傷つきというのがとても重いものにもなります。私は、定

期巡回訪問の中で委託解除になった御家庭に訪問して振り返りをするということもありますけれども、何がいけなかったのか、何が起こったのか、どうして手放すことになってしまったのかとやはり振り返られますし、次の委託をお願いするときにも、その振り返りというのはすごく大事なのではないかと思います。その振り返りは里親さんだけでなく、児童相談所や支援機関事業の訪問スタッフ側もちゃんと振り返りをして、もう二度とないようにしたいというふうに思っているところです。

児童相談所業務に関しては、先ほども言いましたけれども、これ以上大変だろうなど正直思っています。やってほしいところというか、中心にやってもらって中核となってほしいところとほかの業務というところは整理をしたほうがいいのかと思いますし、支援機関事業のスタッフも里親支援専門相談員というスタッフも私が来た7年前に比べたらたくさん増えているわけですから、そういったところを活用していただいて、書類の整理とか増えたことによる連携の再調整ということが必要になってくるのかというふうに思っています。

里親さんのお宅を訪問するときには、いつも里親さんたちは、東京都からこの資料が来たけれども結局何なのかとか、自立支援計画はこう書いてあるけれどもどういうことかなとか、あと、日々のこと、学校のこととかいろいろなことを話されながら過ごします。その中で里親さんが思っている課題も一緒に整理をしたいし、私たちが里親さんにこう伝えたいとか、里親さんのおうちにとって、今、ここが課題になっているなどというところを一緒に拾いながら、それぞれの支援をする人を配置するというコーディネーター機能が必要になってくるというふうに思っています。里親さんからすると里親支援専門相談員と推進員と児相の里親さんの福祉司さんと養育家庭専門員とどう違うのか。東京都の育成支援課の里親係の人はどういう役割なのかというのが本当にわからなくて、1つ1つ説明をしてやっとわかるというところがあるので、誰かに聞けば答えてくれる、わからないことでもこういう方法がありますよとってくれるようなコーディネートができる職員が必要なのかというふうに思います。

私たち、ゆくゆくは二葉乳児院で里親さんの支援ができるようなセンター的なものができたらいいなというふうに思います。その中で職員、スタッフがそこに1人はいて、あと4名のスタッフは児相に行って、何かあったら電話とかは二葉にもできるし各スタッフにもできるよという中で、全体を見通した職員がいながら連携をしていきたいというふうに思っていますし、そういうことができると土日の実親さんとの面会交流とか、そういったところの丁寧なやりとりも、児相とも連携の中で指示をしてもらって対応するという工夫がとれるのではないかといいように思います。本当にいろいろな書類とかいろいろな連携の仕方とかがばらばらしていますので、1年かけて集中的にその連携の整理とか資料のスリム化とかというのを力を入れてやらないと、ずっと大変だからといっていても、子供はその都度、先ほど、年間何名かの不調があったと青葉委員もおっしゃっていましたが、そういった子供たちが増えていくというのが本当に嫌だなというふうに思っているところです。

あとは、里親支援専門相談員さんとの連携なのですけれども、今、一番感じているのは、一時保護所からの委託や一時保護委託で里親さんの家に子供が来ることがあります。そういうときは支援機関事業の新規フォローの対象ではありません。でも、子育て経験のない方に小学生が来たり、幼児さんが来たりという中で、長いと2か月ぐらい委託になるわけですが、本当にわからなくて不安になるし、夜寝ないのだけれどもどうしたらいいとか、どこに遊ばせに行けばいいとか、もちろん保育園、幼稚園に通えない中でどうしたらいいかと迷われる方もいら

っしやるので、そういった方々に里親支援専門相談員さんが訪問するとか、支援機関事業と連携して、困ったらここに電話していいのだよという形にするみたいな工夫があるといいなというふうに思います。

もう10分を過ぎたので、一度これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございます。貴重な御意見を頂戴いたしました。また後で委員から御質問があるかと思えますけれども、何かありましたらよろしく願いいたします。

それでは、渡邊委員からお願いいたします。

○渡邊委員 このような機会をいただきまして、委員の皆さん、事務局の皆さんに御礼申し上げます。

私ども特定非営利活動法人キアセットは、平成24年から里親支援機関事業を東京都で受託させていただいております。今、実は、長田さんにもいろいろな意味でたくさんのことを教えていただきながら進めてきたわけですけれども、私どもが24年に事業を始めさせていただいたときには、既に二葉さんと児相センターさんが複数年、何も無いところから、ゼロから1というのが一番しんどいところだったと思いますけれども、そういう土台というか形、モデルをきちんとつくってくださった中でスタートしましたので、そういった部分では、長田さんがお話しになったような御苦労は、私どもはそれほど経験せずにスタートするに至ったわけです。

地域性等があったり、あるいは里親支援機関とは一体何をしてくれるのかみたいな部分は恐らくどこの地域でも起きることなので、あとは内容的には長田さんからの御説明のほうが随分と濃い内容になっていますので、私どもとしては、担当させていただいている3つの児童相談所の管内の活動状況を説明させていただきます。私どもの特色としては別の自治体で里親支援機関事業を受託しておりますので、そういった視点からも私どもの活動から、決して上から目線ではないのですけれども、提言も含めてさせていただくのとともに、民間というものがこういう家庭養護の促進にどう活用されるのかということ、海外の視点も含めて樽沼から意見を述べさせていただけたらと思います。

樽沼は、関東全域、もちろん東京都も含めまして、マネジメントとSVを担当しておりますので、そういった部分から樽沼から発表させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○キアセット樽沼氏 キアセットで関東のマネジャーをしております樽沼と申します。よろしく願いします。

今、お話にもありましたが、東京ではSVとして活動させていただいております。ほかに川崎市でもキアセットは事業を受託しておりますので、そちらではSVとしてと、あとは現場に入って活動しております。それから、キアセットとしては大阪でも活動しておりますので、そちらでの内容等や、海外の実践も含めながら、また違った視点でいろいろな提言をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お手元の資料になりますが、まず、現状としては、小平と立川児相管内で24年度から、八王子では今年度から担当させていただいております。もう皆さん御存じだと思いますけれども、変化も含めて現状見えていることとして、社会的養護に入っているお子さんのニーズの多様化ですとか、里親さん自身の高齢化ですとか、本当に皆さんが御存じのような現状が見えてきているところです。私たちキアセットとしては、東京都から委託されている各事業を通して里親さんへのサポート、その先には子供にとってのプラスになるような変化を導くための里親さ

んへのケアということで活動をさせていただいております。この辺に関しては、皆さん御存じのことかと思いますので省かせていただきます。

現場の推進員さんもいるのですけれども、彼女たちから話を聞きながら課題として感じていることとして幾つか挙げさせていただいております、3ページ目、「課題」というページがございます。こちらの中で課題として求められることとして書かせていただきましたが、まずは、先ほど申し上げましたように、ニーズが多様化しているそういったお子さんに対応できる里親さんの数を増やすこと、それから、もう何回も出てきておりますけれども、養育の質というものをしっかりと上げていくこと、どちらか片方だけではなくて両方が必要なのだというふうに感じているところと、長田さんからもありましたけれども、里親さんや子供のニーズに対する、時宜を得た適切な対応、スピーディーな対応というのが必要なのかなとも感じております。

あとは、民間の支援機関としてですけれども、児童相談所や里親さんたちから信頼される組織となることがそもそも重要ではないかということなのです。

それから、信頼を得るに値する明確な成果というものをきちんと出していき、それにつながる活動を民間としてちゃんとしていかなければならないということを感じております。

あとは、チームワークとよく言いますが、里親さん自身がそれを感じていられるか、そう感じられるような取り組み、巻き込み方というのがすごく大事なかなと思います。里親さんが一緒に一体感を持てるような、そういったチームワークをつくるのが重要だと、最終的に子供にとってプラスになるケアをするためにはそれが必要だと考えています。

繰り返しになりますが、質と量の向上への民間としての明確な貢献をしていく必要があるというふうな現段階では感じております。

少し急ぎ足になってしまっていて申しわけないのですが、次の「提言」というページなのですが、幾つか書かせていただきましたが、こちらポイントも絞って、短いお時間ですので皆様にお伝えできればと思います。

長田さんからのお話にもありましたが、1人の人、もしくは1つの機関というところが長期にわたって里親さんとかかわって支援をしていく大切さというのは、本当に私たちも同じように強く共感できる場所です。それは、もちろん相談業務ということでも長くかかわっていくことが重要だと思うのですけれども、もう1つ先を行って、里親さんになりたいといったときから長期にわたる一貫したサポート、分担ということではなくて全てにおいてかかわっていく包括的なサポート、そういった体制というのが民間だからできることというか、そういった体制が里親さんにとって、最終的に子供にとってプラスになる体制なのかなと私たちは感じています。

具体的に例を申し上げたいと思うのですけれども、例えば川崎市では24年度から事業を部分的に受託していたのですけれども、昨年度から里親さんになりたいという方への面接、登録前の研修、委託後のフォローというものをさせていただいております、それを一貫して私個人もそうなのですけれども、かかわらせてもらった中で感じたことというのは、家庭の中で得られる信頼感、里親さんと一緒にやっていくというチーム感は、もちろん私たちだけではなく里親さんが一番感じてくれているのかなと客観的に見て感じております。それは、具体的にチーム感だったり信頼関係というのはどういうところで子供にとってメリットになってくるかという、細かいことになってしまいますけれども、まずは社会的養護に来る子供、向こうには実親さんがいて、期間もわからないし、子供の発達に合わせながらいろいろなことを伝えて

いかなければいけないので、例えば基本的なことが最初の入り口からわかっている、だから長期か短期かわからないけれどもこういう子がいるのだけれどもお願いできますかとなったときに、里親さんもある程度覚悟ができて、では、それにはこういうケアをしていかなければいけないよね、ああいう体制が必要だよねということが交流の段階で結構スムーズに行くのです。里親さんとしての心構えもできるし、それを見た施設の職員の方だったり、児相の職員の方も、私が言うのも何ですけれども、キアセットの研修を通して、面接を通過してきた里親さんというのは少し違うよね、そういった仕組みとか社会的養護のサポートをするという、その部分の理解がこれまでと違うよねという御意見をいただいているので、そこは客観的に見て評価されているのかなと感じています。

私個人としても現場にしながら、里親さん自身が考えるくせがついていたり、柔軟な対応を、そもそも求められているという意識があるということだったり、何かあったら児童相談所のケースワーカー、もしくはキアセットとか施設の先生に相談するという、こちら信頼できるそういったケアを日々の養育の中でしてくれるという里親さんになってきているのかなというふうに感じています。

それは川崎の一例なのですけれども、そういった形で最初の段階でいろいろな細かいことを聞く面接を経て、その人の人生におけるデリケートな部分についても話して、それも乗り越え、研修も乗り越え、実際委託があったときに、つらいよということも話せる関係性というのがそこに出てくるのかなというふうに感じています。

今年度、川崎ではリクルートも協力をさせてもらっているのですけれども、そこをやることでさらに信頼関係を築くプロセスがまた長くなっているということと、密度が濃くなっているのかなというのを現場で感じています。

リクルートに関しては、実は大阪府でも今年度から正式にやっているところですので、こちらではエリアを限定してリクルート活動などを行っているのですけれども、人口四十万規模の市というところでやらせてもらっていて、4月以降、問い合わせが91件ありました。これはただの91件だとは思っていないのですけれども、要は私たちが地域に出て行って里親さんになりませんかという説明はもちろんするのだけれども、私たちは子供にとってこういう支援が必要だと思っていて、子供にとってこういう家庭が必要ですよという説明がある、委託後もこういう支援がありますよ、私たち一緒にやっていくのですよというメッセージがあった上で、初めて皆さんが、それならやってみようかしらと思ったり、では、そういうふうに考えてくれている、ケアをしてくれる、サポートしてくれる、自分で言うのも何ですが、キアセットがいるから少しやってみようかしらと、その段階で私たちと一緒にやっていくという気持ちをつくらせている、その安心感とかも含めてこの91件にもつながっているのかなと。ただ里親さんになりませんかということではなくて、そのこれからチームでやっていくところの理解も最初の段階でできていると思います。そのリクルートも含めて、私たち一貫したサポートというのが包括的なサポートだと考えています。これは、最終的に子供にとってプラスになる仕組みだと考えています。子供をケアする里親さんへのサポートというところで一貫したサポートが必要だと考えています。そういった意味では、そういうふうに包括的なサポートをするというふうに民間を利用していただけるといいのかなというふうに考えております。

海外などを見ても、いろいろな国がありますけれども、成功例を見ていくと、やはりこうした一貫したサポート、リクルートから始まって、面接があって、研修があって、もちろんそこ

にはマッチングもあって、委託もサポート、不調になったときの後のサポート、全てにおいて1つの機関がかかわっていくという体制が成功例につながっているというふうに見ています。

では、民間というけれども、どういうふうに関わりが動いていくのか、その体制とはどうなのかと思っていられる方もいらっしゃるかもしれませんが、イメージとしては、例えば施設の場合ですと基本的なケアを提供することや何か問題があってもその中で解決できていくといった体制があると思うのですが、でも、もちろん措置権とかそういうものは児童相談所にあります。

それと同じイメージで、里親さんに関しても、里親さんの登録先は都だったり行政だったりでもいいと思うのですが、民間は里親さんを育てたり、一緒にサポートして伴走者としてやっていく、つまり子どもを養育する里親さんがいて、その里親さんに対し実務的なサポート、心理的なサポートを継続的に提供することで、養育家庭の中で様々な課題を解決できるようにサポートするというようなイメージでいいのかなと考えております。

それとあわせて、最後になりますけれども、先ほども出てきましたが、やはり民間として委託を受ける以上は、成果もちゃんと出していかなければならないと思っております。なので、きっちりと信頼を得るために児童相談所に対しても、行政機関に対しても、里親さんに対しても、客観的な評価、成果というものはきちんと出す必要があるのかなというふうには感じております。

少し急ぎ足になってしまいましたけれども、キアセットからの発表を終わらせていただきます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、児童相談所についての意見を、これは事務局からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○木村家庭支援課長 私から御説明します。

資料は今回お配りしておりません。口頭での御説明になります。

今回、専門部会に当たりまして、各児相長さんを中心に意見をまとめてまいりました。各児相でも養育家庭委託に取り組んでいる中で、もっと進めるためにはどうしたらいいのか、意見や課題、そういったさまざまなものがかなり挙がってきました。限られた時間ですので、その一端を御紹介するという形になります。

まず、養育家庭の認定要件についてというところですが、里親認定基準は満たしているものの、委託するには配慮が必要なことがあるというところで、例えば住所要件は、今、2室10畳なのですが、実際に行くと家族の構成員が多くて、部屋は逆に少なくなったり、そういったところも配慮していかなければいけないのかなというところ。

次に、障害児の提案というのがなかなか手を挙げていただける里親が少ないというところがありますので、そういったものを認定要件の際に何か工夫ができないか。

また、研修を受講しない、更新手続を行わないなど、そういった場合に取消し基準を設けるなど、何らかの認定要件の中に工夫ができないかというところが挙げられています。

次に、共働き家庭を認めるのかというところなのですが、里親制度は温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度であり、家庭での生活を通じて子供の健全な育成を図る制度である。一般の家庭での養育が養育家庭のよさであり、将来の家庭モデルにもなって社会的養護の再生産を食いとめる制度でもある。このような理念を尊重しつつ、

共働き家庭、単身家庭が増えているなどの東京の地域性に即した制度化をしていくには、欧米の先進事例を参考に慎重に検討していくべきではないか。

次に、別の角度の意見なのですけれども、就労しているために委託前の交流に十分な時間がとりづらい、乳児の場合、仕事をやめざるを得ない、平日就労しているため児童相談所の開所時間に相談や訪問対応ができない。幼児の場合、年度途中の保育園入所が困難であるなどの課題がある。単身者への委託の場合、1対1の関係になることから、児童、委託される側双方に負担がかからないかというような意見が出ています。

あと、未委託家庭についてですが、一定期間委託ができなければ、未委託理由を登録家庭にきちんと説明しつつ、リカレント教育などを取り入れ、短期の委託を経験させ、委託できるような仕組みをつくることできないか。場合によっては認定を抹消することができる制度を検討できないかというのが挙がっております。

あと、未委託家庭の方が児童養護施設のグループホームで家事援助員として御飯づくりや洗濯など子供と触れ合う機会をつくり、養育経験の実習ができないかというのがあります。

あと、里親との協働というところで、里親制度が社会的養護の一形態であることを丁寧に説明しながら、児相が計画する実親との交流について里親と協働して進めていくことが必要ではないかというふうに思います。

次に、児童の権利を守る仕組みですが、開かれた養育家庭を目指すために、例えば年1回以上必ず児童相談所のサロンに里親子で参加するなど、里親子の状況報告を義務づけること等ができないか。

次に、委託児童に対する勉強会、研修会を年数回開催する。子供の権利ノートなんかを活用してできないかというところ です。

児童相談所の体制ですが、現在の子担当の機能の一部を親担当機能に持って行って親担当を機能強化して担うことができないかということを考えられないか。

次に、実親の支援という部分なのですけれども、実親子交流については、実親の現状に応じて児童相談所や養育家庭宅等、支援の場所や対応などを新たに検討する必要がある。

もう1つが、養育家庭に対し社会的養護を必要とする児童には家族再統合もあり、必ずしも18歳まで委託されるとは限らないことを十分理解してもらうこと等、ある程度の見通しを説明するなど児童相談所も適切に対応する必要があるという意見があります。

あと、児童の希望というところで、子供が養育家庭の措置変更を望まない、学校の転校など環境の変化を好まない、濃密な人間関係を嫌がる場合があるというようなところがあります。

あと、理解促進と新規開拓というところですが、普及啓発については児童相談所が行うよりも民間事業者に任せることが効果的ではないかということができます。

乳児委託についてです。乳児委託は実親と交流があるケースは難しい。愛着形成の重要な時期に実親と里親とのそれぞれの関係構築が生じ、子供が混乱することが懸念される。乳児委託先として保健師や看護師、資格のある里親など乳児専門の職業里親が必要でないか。乳児委託は健康発達面の課題があるため、委託後の支援の充実を乳児院に担うことができないか。また、区市町村の支援が必要である。

もう1つ、乳児院に里親委託後の24時間電話相談など夜間の支援機能を持たせるなど、出身乳児院を活用した支援が考えられないか。

次に、チーム養育についてなのですが、養育家庭担当につく方が支援チームの中心を担うと

いうところを想定しております。その中で里親支援機関が委託児童と里親支援の中心を担い、里親支援専門相談員は里親の養育相談や養育にかかわる技術支援を行う。区市町村は地域の福祉サービスの提供、運用、支援を行う。加えてNPO法人などその他の地域資源を活用しながらきめ細やかな支援体制のネットワークを構築できないか。また、支援体制を強化するためには要対協の活用をできないかというところが挙げられております。

あと、支援の充実なのですが、例えば共稼ぎ家庭については、レスパイトの拡充、家事育児支援を使いやすくするなどの支援が必要ではないか。

さらなる経済的支援という部分につきましては、委託前の交流中の経費や物資の支援体制を検討してはどうか。特に学齢の場合は就学等にかかる費用を持ち出している里親さんがいる。里親養育の質を上げるためには実態を把握し、分析し、必要な報酬増などを国に働きかけるべきではないか。

こうした支援を充実させていく一方で、里親に対して一般生活費等についての帳簿作成等を義務化し、世帯収入等の証明等を毎年添付など、そういったことを導入してはどうかという意見が出ています。

養育家庭の強みの把握というところで、養育家庭の強みを指標化した一覧を作成し、児相で情報共有を図ることはできないか。

あと、措置解除時の対応という部分で、養育家庭の解除については施設解除と一緒にあり、あくまで子供にとっての委託であって、必要があるときには委託解除の道を。

○柏女部会長 すみません、少し委員長が中座をしなければならないので、委員長から一言、今までのお話で何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。

○松原委員 ごめんなさい。お話を伺っていて、社会的養護を担う養育里親の位置づけとその支援の大切さを改めて感じておりまして、その中で伴走するとかチームでやっていくという、今日の御発表の中で出てきたキーワードがあると思うのですけれども、そういうことはすごく大切だなと思っております。

恐らくまだシステムとして追いついていない部分が幾つかあって、そこをどういうふうに体制を変えていくかということが今回の専門部会の1つのテーマになるのかなということで、何というふうにはまだ、幾つか論点があると思うのであれですけれども、今日も課題が幾つか出てきたのではないかというふうに思っております。

中座をお許してください。

○柏女部会長 ありがとうございます。

途中で切ってしまって申しわけありませんでした。では、お続けいただければと思います。

○木村家庭支援課長 措置解除時の対応を途中までお話ししていたのですけれども、施設解除と一緒にあって、委託解除及び措置変更があることを研修、委託時に十分説明する必要があるというような意見が出ています。

あと、一時保護委託についてですが、一時保護委託は養育家庭から家庭復帰するケースも含まれ、実親との交流保護が課題である。乳児院であれば実親は施設の面会時間内で面会が可能であるが、養育家庭の場合、施設のような面会交流もできない。また、交流状況の評価が里親個人の意見になってしまう。以上の視点からも一時保護委託が可能なケースを検討する必要がある。

次に、養育家庭の養育力の向上についてというところなのですが、義務的研修の必須化と選

択研修を受講した際の養育家庭にとってのメリットを検討すべき。研修の内容に、児童には障害などの問題があることをもっと伝えるものとし、1週間程度受講等を充実させることを検討すべきである。

フレンドホームについてですが、フレンドホーム制度は、施設で暮らす児童が、数日間御家庭でお預かりいただく制度である。フレンドホームとして適当かどうかという判断は施設で行っています。このため、フレンドホームを養育家庭として認めるのであれば、フレンドホームでの交流時に児相として全て把握することが必要であり、施設や養育家庭に何らかの影響があるのではないかと懸念があるというところで、こういった場合には、フレンドホームはそれ自体に制度の意義があるので、別立ての新しい制度をつくって、そういった代替を図っていくことが必要ではないかというような意見が寄せられております。

駆け足ですが、児相の意見を羅列ですけれども御紹介させていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今、4者からお話を伺いました。それぞれマクロレベルの話だったり、メゾレベルの話だったり、ミクロレベルの話だったりして全体が整理されているわけではありませんけれども、実情、課題、提言がそれぞれ含まれていたかと思えます。相互に同じような意見もあれば、あるいは相反する意見もあったかと思えますが、それぞれそれだけ多様な意見が集められたこと、述べていただいたことには感謝をしたいと思います。

それでは、今、33分ですので、20分少し時間がとれるかと思えますので、どなたからでも結構ですので御報告を伺った上での御意見、御質問がございましたら、ぜひよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○駒村副部会長 ありがとうございます。大変勉強になりまして、いろいろ気になったことがございました。

青葉先生から出された資料にもありましたけれども、経済的な問題のところの指摘があって、先ほども児相から本当にどのくらいかかっているのかと、この辺は基本的な調査とかはこれまでなかったのかどうなのかということをまず確認させてもらいたい。専門分野が経済ということでお金のことは気になるわけですが、どういう実態なのかというのがあった上で、これで足りないということであればきちんと政府に言う。例えば、この経費補助は、これから消費税も上がっていくわけですし、物価も上昇傾向に入っていくとどういうことになっているのかわかりませんが、一体改革で消費税の充当対象は子供子育ての部分に入っていますけれども、当然、社会的養護も充当対象に入っているはずですので、足りないということであればファクトに基づいて国に要求していくのが大事かと思って、その辺、東京都のこれまでの経費に関する実態把握があれば、また教えてもらいたいと思います。

それから、不調のケースが、先ほども8ケースということであったわけですが、これもこれまでケーススタディー的な共有をした上での研修とかそういうのができなかったのか、やっていたのかというのが気になりました。

関連しますけれども、キアセットでもいろいろ困難局面にもつき合ったこともあると思うのです。危ないなというケースや不調になりかけたようなケースも、もしかしたら現実にならなかったケースがあるのかもしれませんが、いいケースももちろん共有したほうがいいと思うのですが、そういう悪いケースなんかについてもスタッフ間で共有したり、そういう情

報共有なりサポートに反映しているのかどうなのか、もし具体的なケースなんかもあれば、差し障りのない範囲でお話を聞きたいと思いました。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

もし御質問があるようであれば、20分弱しか時間がないので、一括してお受けした上でそれぞれからお答えいただく形にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 1点感想だけを申し上げてから、それぞれ民間の支援機関の方々と里親会の青葉さんに1つずつ質問させていただきたいと思います。

1つ感想というのは、児童相談所の対応について御報告いただいた中で共感する部分と、少し疑問に感じる部分と両方がありましたので、それを感想として申し上げたいと思います。共感するところは、里親養育はちゃんと児童福祉法に基づいた公的な養育である、だからそのことをちゃんと里親さんに理解してもらう必要がある。これは絶対必要なことで、きちんと最初から、それこそ問い合わせをいただいたところから御説明をしなければいけないことだろうと思います。きちんと里親養育の最低基準が定められているわけで、それに基づいて養育しなければいけない。それで、ちゃんと報告をしなければいけないということを求めるということも最低基準の第14条に、知事からの求めに応じて報告しなければならないと書いてありますから、既に決められていることをきちんと里親さんも児童相談所もお互いに確認し合うことが大事だというふうに改めて思いました。

少し疑問に思った点は、児童相談所の方々のコメントを聞いていると、非常に保守的な家庭像を抱かされる気がしました。確かに温かい家庭を前提としたということが里親の大事さですけれども、夫婦そろっていないければ温かい家庭が築けないのか、むしろ夫婦そろっている核家族で御主人が非常に遅かったりして、専業主婦家庭が養育のストレスが高いというような調査結果もありますので、その辺はどうなのかなと少し疑問に感じました。長くなりましてすみません。

あと質問を1つずつなのですけれども、どなたも述べられましたし、児童相談所からもありましたけれども、里親さん御自身が一時保護委託についてどう感じて、どういう支援が必要なのか。青葉委員の資料にはかなり一時保護委託のことが書かれていたのですが、それは省略されたので少し聞きたいと思いました。

あと、長田さんの御報告の中で1つ聞きたいのは、自立支援計画は一緒につくるのだけれども、届くのが大分遅くなってしまって、ぼかんとしてしまってなかなか戸惑うのだということがあったのですけれども、これを解消するためにも児童相談所の体制整備が必要だと思いますが、長田さんにお聞きしたいのは、いつごろどういう形でそれが渡されて、どういうふうに共有されることが望ましいというふうに考えるのかをぜひとも伺いたいと思いました。

最後、キアセットの樽沼さんにお聞きしたいのですけれども、一貫したかわりが大事で、問い合わせからリクルートからずっと長い付き合いが大事だ、そこで信頼関係と効果的な支援ができて包括的な支援になる、そのとおりだなと思ったのですが、一方で、ずっと里親さんと民間団体が非常に信頼関係で距離が近くなると、児童相談所との間で逆に距離ができたり、両者が近づきすぎて児童相談所との間に対立構造が生じてしまったりというようなことになっては良くないわけで、キアセットは児童相談所等に信頼される組織になる必要があるというこ

とですので、そういった距離が近くなって逆におかしくならないことを防止するためにはどういかに留意されるのかということを知りたいと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 キーアセットの樽沼さんに質問したいのですが、質と量の向上に向けた明確な貢献をしていくということであったのですが、量的な部分について、二葉乳児院のほうは年間160家庭ぐらいというようなことを言っていましたけれども、同じぐらいなのかどうか、量的にはどのような支援をされているのかというのを少しお聞きしたい。

それから、質的な貢献というのは、なかなか児童養護施設なんかは質をどう明確にしていくかというのですか、どう物差しではかっていくのかということ非常に難しい、それを成果として明確に示すということは、観念的にとか目標的にはよくわかるのですが、質的な部分の成果をどういう形であらわしているのかどうかというのをもし何かあればぜひお答えをいただければと思います。

あと、児童相談所で、少し聞き漏らしたかもわからないのですが、子担と親担を一部一緒にすると言ったのですか、そこら辺がよくわからなかったものですから、先ほど青葉委員から子担と親担の問題を出されていましたが、少し補足をいただければと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では、横堀委員、お願いします。

○横堀委員 1点お聞きしたいのです。児童相談所の御意見の中で割と初めの時点でお話しになったことに関してです。障害を持った子供の委託だと里親さんから手が挙がりにくいという課題をお話しされていたと思います。この点には、手を挙げていただけない、いただけただけでないケースワークの御努力が現場レベルでは実際にあるだろうと思っております。そこで、現実にはマッチングをどのようなプロセスでされているかをめぐって整理して御説明いただけるとありがたいと思いました。以上です。

○柏女部会長 ほかはよろしいでしょうか。

これにお答えしていただいて大体時間になるかなというふうに思います。なので、議論については次回という形になるかと思いますが、まずは、最後に事務局への質問は答えていただく形にして、児相に幾つか出ていましたので、児相関係の御質問についてまずはお願してもよろしいでしょうか。木村課長さんからよろしいでしょうか。手短かにお願いをしたいと思います。

○奥田江東児童相談所長 駒村副部長さんから出されました不調ケースについての対応というところで、現場が大切にしていることを1点だけお話しさせていただきます。

それは、共有ケースの研修等も行っておりますけれども、不調になって引き揚げるときに里親さんがかなりのダメージを受けていらっしゃる。むしろ委託するときよりも不調ケースになって引き揚げた後の心理的なケアを大事にしてくださいということも大事にしております。ただ、不調に至るまでの間に里親さんの中には開かれた養育になっていないということが多々ございます。3つ例を簡単に申し上げますと、里子さんに何年も会わせていただけないというケ

ースがございます。不調になるまでということです。2点目は、法教育はだめだからということで私的に民間の学校にずっと御自身の信念のもと通わされているような方もございました。また、3つ目は、心配だから脳のCTを撮りましたよとその後で報告をされる場合等々ございます。里親さんのさまざまな御不満、里子養育についての不安というのは多々あるのですけれども、私どもにそうした情報を1つ流していただければ不調になる前にさまざま解決できたのではないかとというようなこともございました。このようなところから開かれた養育の大切さということは職員にも周知しているところでございます。不調ケースへの対応の一端ということでお話しさせていただきました。

子担と親担の役割分担のところですが、こちらにつきましては、児童相談所の所長の中でもさまざまな意見がございます。親担と子担を一緒にするという意見で出ている部分ではございますが、子担当を固めるとかささまざまな意見が出ておりますので、意見の中の1つを御紹介させていただいたということで御理解いただければと思います。

- 柏女部会長 障害児の受託のマッチングプロセスについては。
- 奥田江東児童相談所長 マッチングのところのプロセスですよね。まず、子供さんを私ども児童相談所で子供を受託していただきたいということで、全部の児童相談所にこうしたお子さんが里子の候補として出ましたということを情報として流します。その情報を各児童相談所の親担当児童福祉司が見まして、里親さんに一旦投げかけます。このような子供さんが出ていますけれども、受託していただいけませんかと投げるのですけれども、受託していただけるかどうかという御判断のときに受託という御判断が出てくることは極めて少ない状況になっていると、簡潔に言いますとそういったことでございます。
- 柏女部会長 それでは、続けてキアセットにも幾つか質問が来ておりますので、そちらで大体つかんでいらっしゃいますか。では、よろしくお願いします。
- 渡邊委員 樽沼にかわってお答えをさせていただきたいと思います。

まず、副部会長からの御質問に関してですけれども、不調ケースの振り返りというか分析をチーム全体で共有しているのか、ケースの情報というものをどう扱うのかという部分に関しては、少なくとも東京都の事業の中でチーム全体でという形は現在とっておりません。それがふさわしい形の振り返りだと少なくともキアセットは思っておりませんし、恐らく児童相談所や東京都の皆さんもそれを望んでおられるわけではないと思います。ただ、何らかのそういう状況に対して私たちも指をくわえて何もしない、あるいは、そこから何も学ばないということは適切ではないと思っております。樽沼はソーシャルワークマネジャーという役割なので、ソーシャルワーカーを全体でワークショップという学びのときを持つようにしています。そこで不調も含めてさまざまなケースの中から自分たちキアセットのソーシャルワーカーに必要なと思われる、あるいは、こうあれば次に同じようなケースでもっと違う成果につながるのではないと思われるような、例えば自己覚知であるとかクリティカルシンキングとか、そういった部分のワークショップを樽沼のほうでスタッフにやっています。だから、直接的にケースを分析するわけではないのですが、それにつながるようなスキルアップを目指してやっているという、それがお答えになっているかどうかわかりませんが、そういう形をとっています。

それから、宮島委員の御質問に関してですけれども、おっしゃるとおりに、私どもが何かイニシアチブをとるということが果たして子供にとって本当にいいのかどうかという部分でいく

と、そこは必ずしもそうは思っていない。やはり措置権者が誰なのかということを考えたときに、チームと言いますが、チームのリーダーシップは誰なのかということを考えたときに、児童相談所の、もっと言うと、私も受託事業者なので、委託をしている元が誰なのかということも私たちは考えなければいけないと思ってやっています。

では、それを具体的にどうしているのかといいますと、例えば川崎とかで面接をして調査をする、アセスメントをする、その内容は、もちろん児童相談所に提出をさせていただくわけですが、キアセットと候補者の方だけが知っている情報というのはないようにここがけています。具体的に言いますと、提出する報告書の内容は、一旦提出する前に候補者の方に全部目を通していただきます。そして、同意のサインをいただくようにしています。当然、いくつかのケースではそのプロセスでもめます。全てのケースではないですよ。こういったことを言っていない、あるいは、こういうことを言ってもらいと困るというようなことはどうしても起きてくる、これは避けられないです。でも、それは子供が委託されてからそういうことでもめるよりも、登録以前の時点でキアセットがそこできちんと議論をしておく。その議論した内容も含めて児童相談所にオープンにしていく。そういうことをしていけないと児童相談所の皆さんからすると、キアセットは何をしているのかわからない、キアセットは里親さんとどんな関係でいるのかわからないというふうになってしまいます。先ほどのお話でもありましたけれども、そうなってしまったら児童相談所からしたら信頼できる組織ではないわけですね。それは1つの例にすぎませんが、あらゆる場面でそういったことは気を使ってやっているつもりです。ただ、常に自己満足ではいけないと思いますので、今後の課題としては、いかに児童相談所の皆さんからフィードバックをいただくのかということは、大阪にしても、川崎にしても、もちろん東京都にしても、これから私どもの大きな課題であります。

3つ目の武藤委員の御質問ですけれども、質と量をどうしているのかという部分は、私ども、提言の内容に関してはこれからのものですので何ともお伝えしがたい部分はあるのですが、東京都に関して言いますと、私どもは3か所で事業受託をさせていただいていますが、90家庭プラス訪問しているわけです。質はどうやってという部分に関しては、私どもの基準としては、これはそもそも私どもが決める基準ではないと思いつつも、やはり目指しているところでいくと、養育家庭での安定、簡単に言うと不調にならないというすごくネガティブな表現になってしまいますが、その家庭でその子供がいかに安定して生活をしているのか、それは委託期間というだけではなくて、その子供の様子も含めて、そういった部分はやはり養育の質の1つの基準になってくるだろうと思います。

こういう家庭であればという部分にしてしまうと、子供の多様性にマッチしない可能性があるんで、なるべく柔軟に、私どもとしては養育家庭の質というのは柔軟性というのは欠かせない部分だと思いますので、そういったものを養育家庭さんが発揮できるように心がけてやっているところでございます。

以上が答えです。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、長田さんに1つ質問が来ておりますので、お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○二葉乳児院長田氏 自立支援計画の一番いい、いつごろどういう形でどう渡し共有されたいかということなので、自立支援計画は施設がつくるのです。中で協議して、今の

子供の様子についてどういう短期目標を立てるかとか、児相との協議の中の長期目標をもとにどういうふうなことを保護者の方とすればいいかということや成長のたびに年何回も自立支援計画を立てて提案をし、それをもとに部屋の保育士たちがそれぞれの子供に合わせた養育計画を立てて、こういうことをやってみたいとか、ここが苦手だから伸ばしてみたいということをやっていくのです。でも、里親さんは、自分たちが立ててないとか、一緒に協議はしても最終的に児童相談所が送ってくるものになってしまうというところは、それはあってもいいけれども、できれば、例えば養育計画的なことを里親さんが主体的にこういうふうにやりたいのだというものを何か一緒につくるタイミングがあってもいいのかなと思いますし、年度末に養育に関しての振り返りの報告を里親さんたちがするときに、それをもとにすぐに自立支援計画についての話を児童相談所ができると、年度が変わると状況も学校も変わる子もいるので、できれば前の年度末にある程度話をして、その説明をしながら年度をスタートするほうが里親さんにとっては安心ではないのかというふうに思いますし、一緒に協議できる場があるといいなと思っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

この点は私もずっと前からおかしいなというふうに思っていました。御意見ありがとうございます。

それでは、青葉委員に、委託一時保護関係のことについての御質問があったかと思えますけれども、お願いしたいと思います。

○青葉委員 一時保護委託については、里親は非常に歓迎しております。一時保護委託を受けたということが1つの勲章という大げさですけれども、認められたというふうに思えば大変一生懸命頑張っているようです。ですから、我々の要求の中にも、一時保護委託は嫌だという意味ではなくて、バギーが借りられればいいのかそういうレベルの話になっております。これはぜひ進めてもいいのではないかと、一時保護委託は前向きに受けたいと思っています。

それから、10年養育家庭の会の会長をやっております、児童相談所から公式に細かい課題について考えを聞いたのは今が初めてです。この中で我々も随分反省するというか、会員に伝えなければいけないということもいっぱいあります。このすれ違いが児相批判とか溝が深くなっている根本みたいに思われます。今後ですけれども、どこかでやりとりできるような場をぜひつくっていただければと思っています。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

児相の方も率直な御意見を述べていただいたことに、そして、それをそのまま提示していただいた事務局にも感謝をしたいと思います。それが今の御意見として今後こうしたことが、今回は間接でしたけれども、直接的に話し合いができたらいいのではないかとということにもつながっていくのではないかと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局に。1つは駒村委員から養育の経費についての調査が行われているのかということと、それから、不調ケースについて、児相から個別のケースについてはありましたけれども、組織的に不調ケースについてのケーススタディー等を共有化し、研修するというシステムがあるのかどうかという点、その2つへの回答も含めて総括的に何か、今日いただいた報告などについてありましたらお願いをしたいと思います。

○中澤育成支援課長 まず、経済的な問題についての御質問なのですけれども、里親さんにお支

払いしている経費の中では、基本部分としては国で決められている措置費がございます。東京都の中では、それに独自に一定上乘せをして加算をしているという費目もございます。ただ、加算額についてはこれまで長年の経緯の中で決まっているというようなどころもあって、都として、今、何か調査をして足りない部分について乗せているとかそういったものではないということなので、駒村先生からの調査をしているのかという御質問に関しては、都としてはどのくらい足りないとかという調査をしておりません。

それと、不調についてのケーススタディーのことですけれども、恐らく各児相では不調のケースがあったときに、組織としての振り返りというのは当然やっていることだとは思いますが、例えばそれを全所のケースについて場を設定してケーススタディーをしているかといえば、そういう場が今はございません。

○柏女部会長 全体、意見発表と御質問いただいたことについて一通りの御回答はいただいたのですが、最後に何か皆さん方でほかにございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○奥田江東児童相談所長 1点だけ児相からよろしいですか。

○柏女部会長 お願いいたします。

○奥田江東児童相談所長 ここにいらっしゃる方は、養育家庭制度について熟知されている方ばかりですので申し上げますが、養育家庭センター、長田さんの話にも挙がってございましたけれども、私ども養育センターが全て悪かったとは思っておりません。ただし、多くの施設関係者の方々の中には、やはりまだ昔がよかったと、そこでとまっていられる方はいらっしゃいます。私たちはこの時代です、虐待が大変多くなっておりまして、民間の方々、キーアセットなり二葉乳児院、もちろん施設の方々を力とばかりに頼り、里親の支援はできないと考えております。ぜひこの委員会が施設も含めて新しい連携の仕組みをつくる、そういった方向に持っていただければいい会であらばと思っておりますので、ぜひそのところは今後もよろしくお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

事務局というより現場からの率直な思いを出していただいたかと思えます。新しい連携のあり方、チーム養育とか伴走といった意見がキー概念として出ておりましたが、どのようにチーム養育を進めていくのか、それを伴走者が一体どこになっていくのか、それらの議論を進めていきたいというふうに思っています。そして、養育家庭センターの時代と今の時代をさらに次のステップに進んでいけるような提言が出せればというふうに思っております。

今日は、キーアセットの樽沼さん、二葉乳児院の長田さん、長い時間、貴重な御意見を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

それでは、次回以降、委託促進と支援のシステムづくりについて具体的な審議を行っていくことになるわけですが、その際、今回挙げられた課題、提言を踏まえて検討を進めていければというふうに思っております。また、最終的に提言をまとめる際には、今日の御意見、資料を参考にしていきたいというふうに考えております。

今日の審議は以上とさせていただきますが、事務局から今後の予定などをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○中澤育成支援課長 次回、第4回の部会になりますが、来月11月16日の19時から21時を予定しております。会場等につきましては、後日また改めまして委員の皆様へ御連絡をさせ

ていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○柏女部会長 今日、の緊急提言についての御意見は、修正した事務局案が行ってから御意見をいただくということでよろしいのでしょうか。

○中澤育成支援課長 いただいた御意見につきましては、事務局で少し中身を協議しまして、その上でメール等で御連絡させていただいて、それでも何かあればメール文の中でいつまでにということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○柏女部会長 それでは、皆様方、緊急提言についてはもう一度チェックをしていただければと思います。

それでは、本日の第3回専門部会はこれで終了とさせていただきます。5分間延びてしましまして申しわけございませんでした。遅い時間までありがとうございました。

閉 会

午後7時04分